



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託・2件(税務課) ..... 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧(環境整備課) ..... 2
- 土地改良区の定款の変更の認可(村づくり計画課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出(村づくり計画課) ..... 3
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認(ものづくり振興課) ..... 4
- 基本測量の実施の終了の通知(道路管理課) ..... 6
- 公共測量の実施の終了の通知(道路管理課) ..... 7
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定の取消し(建築指導課) ..... 7
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) ..... 7

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(消費・くらし安全課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課) ..... 8

### 訓 令

- 沖縄県職員提案規程を廃止する訓令(行政管理課) ..... 8

### 選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第264号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)第15条第2項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成29年 4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8

山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

(3) 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金並びにその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 沖縄県告示第265号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1(1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

(3) 委託期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金並びにその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

### 沖縄県告示第266号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 沖縄県環境整備センター株式会社 名護市宇茂佐の森四丁目1番地2 業務執行取締役 上間丈文
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 名護市宇安和神崎原2027番2ほか37筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物管理型最終処分場
- 4 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく

ず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、廃石綿等並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号の廃棄物

5 申請年月日 平成29年1月17日

6 申請書その他関係書類の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 沖縄県環境部環境整備課、沖縄県北部保健所、名護市役所及び安和コミュニティセンター

(2) 期間 平成29年4月28日（金曜日）から同年5月29日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 意見書の提出先及び提出期間 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

(1) 提出先 沖縄県環境部環境整備課又は沖縄県北部保健所

(2) 提出期間 平成29年4月28日（金曜日）から同年6月12日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

**沖縄県告示第267号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区

2 認可年月日 平成29年4月18日

**沖縄県告示第268号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり津堅島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新屋功	うるま市勝連津堅1525番地
理事	恩納謙勝	うるま市勝連津堅334番地2
理事	大石清光	うるま市勝連津堅1112番地
理事	兼本真昇	うるま市勝連津堅284番地
理事	伊覇武夫	うるま市勝連津堅1216番地
理事	伊覇徳三	うるま市勝連津堅1217番地
理事	安里彰	うるま市勝連津堅1218番地
理事	仲村兼徳	うるま市勝連津堅3027番地3
理事	上原盛安	うるま市勝連津堅299番地19
理事	高江洲勲	うるま市勝連津堅1579番地

理事	宮里恒生	うるま市勝連津堅1517番地
監事	玉城盛哲	うるま市勝連津堅1107番地
監事	兼本真清	うるま市勝連津堅1182番地
監事	赤嶺栄福	うるま市勝連津堅307番地

任期 平成29年4月7日から平成33年4月6日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新屋功	うるま市勝連津堅1525番地
理事	恩納謙勝	うるま市勝連津堅334番地2
理事	大石清光	うるま市勝連津堅1112番地
理事	兼本真昇	うるま市勝連津堅284番地
理事	伊覇武夫	うるま市勝連津堅1216番地
理事	伊覇徳三	うるま市勝連津堅1217番地
理事	安里彰	うるま市勝連津堅1218番地
理事	仲村兼徳	うるま市勝連津堅3027番地3
理事	上原盛安	うるま市勝連津堅299番地19
理事	南原俊史	うるま市勝連津堅299番地17
理事	幸良和久	うるま市勝連津堅1517番地
監事	玉城盛哲	うるま市勝連津堅1107番地
監事	兼本真清	うるま市勝連津堅1182番地
監事	赤嶺栄福	うるま市勝連津堅307番地

### 沖縄県告示第269号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同事業体  
代表者 株式会社沖縄TLO 西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内  
一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市宇州崎7番地7
- 3 利用料金の適用年月日 平成29年4月1日
- 4 利用料金の額  
(1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	600円

第2会議室	1室1時間につき	450円
第3会議室	1室1時間につき	670円
小会議室	1室1時間につき	110円
研修室	1室1時間につき	1,050円
研究室	1平方メートル1月につき	2,160円
実証室	1平方メートル1月につき	820円

## (2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,260円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	400円
	第2会議室冷房設備	同	290円
	第3会議室冷房設備	同	450円
	小会議室冷房設備	同	80円
	研修室冷房設備	同	700円

## (3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	2,960円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	610円
	高速液体クロマトグラフ	同	930円
	キャピラリー型高速液体クロマトグラフ	同	1,130円
	タンデム型質量分析装置	同	3,040円
	G C - 質量分析装置	同	1,240円
	F T - 赤外分光光度計	同	570円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	ウサギ用自動飼育ユニット	同	580円
	ラット用自動飼育ユニット	同	630円
	マウス用自動飼育ユニット	同	600円
	DNAシーケンサー	同	2,970円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	700円
	プロテインシーケンサー	同	2,530円
	T O F - 質量分析装置	同	2,750円
	核磁気共鳴装置	同	3,460円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,210円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,730円
	円二色性分散計	同	2,840円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,860円
	タンパク質解析用高速液体クロマトグラフ	同	1,880円
	旋光計	同	660円
	試験研究用凍結乾燥機	同	250円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
	アミノ酸分析装置	同	840円
蛍光顕微鏡	同	700円	
分取高速液体クロマトグラフ	同	630円	
キャピラリー電気泳動装置	同	590円	
水分活性測定装置	同	260円	

	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
	超高速液体クロマトグラフ	同	1,090円
	走査型電子顕微鏡	同	420円
実証室	抽出装置（高速かくはんタンク）	同	610円
	連続遠心分離器	同	2,750円
	限外ろ過装置	同	1,950円
	電気透析装置	同	2,330円
	ストレージタンク	同	440円
	逆浸透膜濃縮装置	同	2,740円
	連続殺菌装置	同	2,060円
	充填包装機	同	2,220円
	イオンクロマトグラフ	同	840円
	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	820円
	滅菌装置	同	1,560円
	大型純水製造装置	同	1,050円
	打錠試験機	同	1,710円
	ニーダー	同	580円
	顆粒機	同	770円
	培養タンク	同	1,500円
	ディスク型遠心分離器	同	1,630円
	実証用凍結乾燥機	同	3,890円
	ドラム式製麴装置	同	2,310円
	ジャーファーマンター（90リットル）	同	2,280円
	ジャーファーマンター（600リットル）	同	1,030円
	小型凍結乾燥機	同	1,490円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円
	粉体殺菌装置	同	2,930円
	超高温液体加熱処理装置	同	1,530円
	粉碎器	同	560円
	粉末自動充填機	同	430円
	回転ドラム乾燥機	同	230円
	乳化分散機	同	230円
	急速冷凍装置	同	140円

備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域

- 2 基本測量を実施した期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

#### 沖縄県告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年6月28日から平成29年3月21日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

#### 沖縄県告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一団地内の建築物の位置及び構造の認定を次のとおり取り消した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 対象区域 宮古島市城辺字長間1891番4ほか8筆
- 2 認定の取消し年月日及び指令番号 平成29年4月13日 沖縄県指令土第305号

#### 沖縄県告示第273号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所	売りさばき所の所在地	取消し年月日
新城みちる	名護市大東二丁目13番25号	名護市大南一丁目13番11号 (沖縄県北部合同庁舎内)	平成29年4月3日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年5月17日まで縦覧に供する。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヴィクサーレススポーツクラブ
- 3 代表者の氏名 加藤久
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古波蔵3丁目7番25号邁進ビル3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県に在住する青少年とその指導的立場にある成人、及びその者たちが居住する地域社会に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動やボランティア活動によって、スポーツ振興と子どもの健全育成、まちづくりや環境保全を図りながら、沖縄県のスポーツ文化の振興及

び子どもから大人までの健康や生きがいづくりに寄与するとともに、沖縄県とその地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月13日 沖縄県指令土第423号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁571番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真栄里1860番地の1 県営真栄里団地7棟204号 大城達伸、糸満市字真栄里1860番地の1 県営真栄里団地7棟204号 大城恵利子
- 5 検査済証番号 平成29年4月17日 第4364号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月29日 沖縄県指令土第45号、平成29年3月2日 沖縄県指令土第145号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間106番3ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市古波蔵1丁目24番28号 公益社団法人沖縄県家畜改良協会 代表理事 宮城源市
- 5 検査済証番号 平成29年4月19日 第4365号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月21日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第35号

知 事 部 局

沖縄県職員提案規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年4月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県職員提案規程を廃止する訓令

沖縄県職員提案規程（平成5年沖縄県訓令第32号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月28日から施行する。

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成29年4月28日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
沖縄医療生活協同組合 中部協同病院	(新) 沖縄市知花六丁目25番5号 (旧) 沖縄市美里一丁目31番15号	平成29年1月6日

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷  
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号